

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人萌生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年8月27日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>法改正に伴い新たに選任を行った候補者は、全員が改正前の評議員、理事及び監事の方であり、従前より徴取していた履歴書により欠格事項の非該当が確認されている方々でした。また、社会福祉法人制度改革に関する当時の厚生労働省発出の通知及び事務連絡においても、欠格事項の確認方法について「誓約書の徴取による等」の例示はされておらず、これまで同様の書式の履歴書を徴取し、これにより確認としていました。</p> <p>今後は参考様式としてお示しいただいた誓約書により、履歴書と併せて選任に必要な確認を行うようにします。</p>
2	<p>評議員について、平成29年度及び平成30年度の定時評議員会のすべてを欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く評議員がいる場合は、当該評議員の改選を検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1の(3))</p>	<p>平成29年度及び平成30年度のいずれにおいても、もちろん出席可能となるように予め日程調整を行った上での開催ではありましたが、当該評議員については急用が重なりやむを得ず欠席が続いてしまう結果となってしまいました。</p> <p>今後さらに皆様が出席可能となるよう日程を調整し、欠席が続く方が生じないように努めるようにします。</p> <p>なお日程調整を経てもなお定時評議員会への欠席が続くのであれば、改選(又は定数に抵触しない範囲内で現員8名を7名とすること)も視野に後任候補の選考等について検討する必要があるものと認識しています。</p>